

られたるもの」と爲し其の構成要素實質の如何を問はず形式的に決定したる理由如何

(第三) 選挙方法發表後四十五日間即ち三月廿五日迄を団体届出有効期間となし以て其の間種々不細なる動機目的を有する労働団体の急造濫造・変造の機會を興へ之れに多年に至りて社會的に認められたる既設労働団体と今一權利を賦與せる理由如何

(第四) 顧問を設くる理由は恐らく代表の任務遂行を補佐せしむるにあるべし然らば之れ妥當とすべきにあらざるか。然るに之を代表同様労働団体の公選としたる理由如何

(第五) 第三回國際労働總會に於ては小作人も

賃金労働者と同一に看做すべきものなりと認定せられたるに拘はらず今日の労働代表選定に當りて日本農民組合を除外したる理由如何

(第六) 労働代表が完全に其の任務を果さんとせば出費前にありて其の準備の爲め相當の時日を要すにあらざるか然るに今日は決定後余日幾許もなきが如し斯る短時に留めたる理由如何

惟ふに政府が平和条約労働篇の根本精神を忠實に履行せんとせばよるし之を労働代表の選定に當りては我國に於ける最も代表的なる一箇又ハ数箇の労働団体と協議して決定すべきものなりと信ず然るに事此處に出でず依然として一種